

「土地買取希望の申出」に関する質問と回答

ここに記載しているのは、滋賀県知事に申出を行う場合のものです。市長や他の都道府県知事に申出を行う場合は、当該申出先にお問い合わせください。

問：面積要件の判断は、実測面積によるのか、公簿面積によるのか。

答：実測面積によります。ただし、実測面積が不明な場合は、公簿面積によります。

問：(都市計画区域外で、都市計画施設等の区域内の土地について)土地全体の面積は200㎡以上だが、そのうち、都市計画施設等の区域内の部分は200㎡未満である。申出は可能か。

答：申出は可能です。都市計画施設等の区域内の部分が200㎡未満であっても、全体で200㎡以上の土地は申出対象となります。

問：都市計画区域の内外にまたがる土地で、全体の面積は200㎡以上だが、そのうち都市計画区域内の部分は200㎡未満である。申出は可能か。

答：申出は可能です。都市計画区域内の部分が200㎡未満であっても、全体で200㎡以上の土地は申出対象となります。

問：信託受益権の買取りを申し出ることには可能か。

答：申出が可能なのは、土地の所有権の買取りのみです。信託受益権の買取りを申し出ることにはできません。

問：共有地の持分権の買取りを申し出ることには可能か。

答：共有者の一部のみで、その持分権の買取りを申し出ることにはできませんが、共有者全員で、すべての持分権の買取りを申し出ることには可能です。

問：土地の交換を申し出ることには可能か。

答：申出が可能なのは土地の買取りのみであり、交換を申し出ることにはできません。

問：申出対象の土地が複数の市町にまたがっている場合、どの市町に申出書を提出するのか。

答：申出対象の土地が滋賀県内の町のみにもたがって所在する場合は、申出先は滋賀県知事のみであるため、土地のうち最も多くの部分が所在する1つの町に申出書を提出してください。

土地が、市や他府県にまたがって所在する場合は、それぞれの申出先に申出を行ってください。